

※下線は変更部分を示します。

現会則	改定後会則
<p>第8条（資格期間） 会員の資格期間は、会員証発行日（第7条第1項の資格要件を充たした日。以下、同じ。）から15年間とし、譲渡、名義変更その他の理由で会員証の再発行がなされた場合でも、当初の会員証発行日から起算されるものとします。<u>なお、施設開業日以前にご入会の場合は施設開業日から15年間とします。</u>ただし、第22条の定めにより、会員資格を更新できる場合もあるものとします。</p>	<p>第8条（資格期間） 会員の資格期間は、会員証発行日（第7条第1項の資格要件を充たした日。以下、同じ。）から15年間とし、譲渡、名義変更その他の理由で会員証の再発行がなされた場合でも、当初の会員証発行日から起算されるものとします。ただし、第22条の定めにより、会員資格を更新できる場合もあるものとします。</p>